

国 営 管 第 3 5 0 号
国 営 保 第 2 4 号
平成20年11月17日

各省各庁官房長等 あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

国家機関の建築物の定期の点検の実施について

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第38号）の一部を改正する省令（以下、「改正省令」という。）及び改正省令に基づく告示（以下、「告示」という。）について、平成20年11月17日に公布・施行されることとなった。今回の改正により、各省各庁の長は、官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項及び第2項による建築物の点検について、改正省令及び告示に基づき、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をすることとなった。

については、各省各庁の建築物の点検について、下記により、遺漏なきよう実施されたい。

また、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検については、平成20年4月1日に関係省令及び関係告示において定められていることを申し添える。

なお、「国家機関の建築物の定期の点検の実施について」（平成17年6月1日国土交通省営管発第58号、国営保第10号）は廃止する。

記

1. 建築物の敷地及び構造

損傷、腐食その他の劣化の状況の点検については、従来の点検対象及び方法に替えて、国土交通大臣の定める告示（別紙1）に基づく項目、方法及び結果の判定基準により実施するものとする。

2. 昇降機以外の建築設備

損傷、腐食その他の劣化の状況の点検については、従来の点検対象及び方法に替えて、国土交通大臣の定める告示（別紙2）に基づく項目、事項、方法及び結果の判定基準により実施するものとする。

3. 点検の記録

官公庁施設の建設等に関する法律及び建築基準法による点検を行ったときは、保全台帳に記録するものとする。

別紙1

○国土交通省告示第千三百五十号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 金子 一義

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十二条第一項に規定する建築物の敷地及び構造の点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表の(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

二 建 築 物 の 外 部									一 地 盤 及 敷 地							
(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)			
外壁				土台(木造に限る。)					基礎		擁壁		塀	敷地	地盤	(イ)点検項目
躯体等																
況及壁リ骨ト鉄 び軀ト鉄コ 損体筋造及 傷の造コ の劣のン 状化外ク 状化外鉄	び軀鉄 損体骨 傷の造 の劣の 状化外 況及壁 び軀損 傷の外 状化外 況及壁	傷の造ト補 の劣の外強 状化外ブ 況及壁ロ び軀ンク 損傷のク 状化外リ	び軀組 損体積 傷の造 の劣の 状化外 況及壁	損体木 傷の造 の劣の 状化外 況及壁 び軀	び土 損台 傷の劣 の状化 況及	の土 状台 況の沈 下等	び基 損礎 傷の劣 の状化 況及	の基 状礎 況の沈 下等	保バ擁 全イ壁 のプの 状水 況維 持	び擁 損壁 傷の劣 の状化 況及	の劣ク 状化リ 況及の び塀ト 損等ブ 傷のク	の敷地 状内 況の排 水	斜よ地 等の不 状陸下 況傾等 に			
る。使 用しに 目視に てより 眼鏡等 を確認 する。	る。使 用しに 目視に てより 眼鏡等 を確認 する。	る。使 用しに 目視に てより 眼鏡等 を確認 する。	る。使 用しに 目視に てより 眼鏡等 を確認 する。	る。使 用しに 目視に てより 眼鏡等 を確認 する。	診等 により 確認す る。	目視 及び手 の届く 範囲を 確認す る。	目視 により 確認す る。	目視 及び建 具の開 閉具合 を確認 する。	等 を挿入 し確認 する。	る。使 用しに 目視に てより 眼鏡等 を確認 する。	目視、 下げ振 り等に より 確認す る。	目視に より 確認す る。	目視に より 確認す る。	(ロ)点検方法		
割れ、 欠損等 がある こと。	鋼材に 著しい さび、 腐食 がある こと。	と。積 みに変 位等有 ること。	れんが がある こと。 れんが が割れ 、ず れ等有 ること。	び又は 腐食等 がある こと。	木材に 著しい 腐食、 損傷 がある こと。	木材に 著しい 腐食、 損傷 がある こと。	木材に 著しい 腐食、 損傷 がある こと。	土台に たわみ 、傾斜 等があ ること 。	露出若 しくは 著しい ひび割 れ、欠 損等有 ること 。	礎石に ずれが あるこ と又は コンク リート 面に鉄 筋が露 出する こと。 又は建 具の開 閉等に 支障が あるこ と。	水抜き パイプ に詰ま りがあ ること 。	る。部 割れが あるこ と又は 土砂が 流出し てい ること 。	著しい 傾斜若 しくは ひび割 れ等有 ること 。 又は傾 斜が生 じてい ること 。	排水管 の詰ま りによ る汚 水の溢 れ等に よる衛 生上の 問題が あるこ と。	建築物 周辺に 陥没が あ るこ と。 安全 性を著 しく損 ね てい ること 。	(ハ)判定基準

三層上根及び								(十)
(二)	(一)	(十六)	(十五)	(十四)	(十三)	(十二)	(十一)	
除く。屋上回り（屋上面を	屋上面							げ外材装仕上等
		機空広結外 等調告さ壁 等室板れに緊 外、た緊	窓 サ ツ シ ン					
の劣立パ 状化ちラ 況及上ペ びりット 損面ト 傷のの	況及屋 び上面 損傷の劣 化	の劣支 状化持 況及部 び分 損等 傷の	状化機 況及器 び本 損体 傷の劣	状化サ 況及ツ びシ 損等 傷の劣	傷の壁系 の劣をパ 状化含むク 況及む。リ び損傷の劣 の劣化含む。ト	況及む（金 び）帳属 損傷の劣系 の劣化含パ 状化含ネル	況及貼る乾 びりタ式 損等イ工 傷の劣ル法 の劣に 状化石よ	の劣モを法り 状化ル除に等 況及タくよ、 びル。乾、 損等。も式 傷の、の工貼
すに目 よる視 。及 打び 診テ 等ス トハ ンマ 確認	目視により確認する。	にト又使必 よりハ用要 マの手しに 確認目届 する。に 。範囲よ 打診テ等 等スし	る使用要 。使用しに 目視に により眼鏡 確認等 す	る又使用必 。は開しに 閉に目視 により眼鏡 確認等 す	る使用要 。使用しに 目視に により眼鏡 確認等 す	る使用要 。使用しに 目視に により眼鏡 確認等 す	る使用要 。使用しに 目視に により眼鏡 確認等 す	いす途が壁確マ分を下なよ面るりかをトあにく竣 るる歩確改認しを加にいる的お歩つ実ハる危は工よ 場た行実修すに全えよ場打なそ行三施ン部害落後 合め者で等るよ面るり合診テれ者年したの加に外認 をの等あが（る的お歩に等スの等以後に全えよ壁す 除く。策安場わ年診テれ者つ実ハる危にに全えよ改 ）。を全合れ以等スの等て施ン部害落十年を打診テれ者若 。講を又る内にトあにはしま分を下に全えよの等し、 て保別と外リン部害落いに全えよ
と。ネれにモ 。等著しタル ががしあい白 損損しこと華、 して又はひ いるはびげ こバ割材	歩行上危険なひび割れ 又は反りがあること。	がにあること。支持部分に緊結不良が 。あ著しこと。又は緊結不良が 。あ著しこと。又は緊結不良が 。あ著しこと。又は緊結不良が	又は腐食があること。機器本体に著しいさび 。又は腐食があること。機器本体に著しいさび 。又は腐食があること。機器本体に著しいさび	して等シ等の緩みに腐食又は変形 。して等シ等の緩みに腐食又は変形 。して等シ等の緩みに腐食又は変形	れ、さび汁を伴ったひび割 。れ、さび汁を伴ったひび割 。れ、さび汁を伴ったひび割	変形していること。パネル面又は取合により部 。変形していること。パネル面又は取合により部 。変形していること。パネル面又は取合により部	こひび割れ、欠損等がある 。こひび割れ、欠損等がある 。こひび割れ、欠損等がある	あること。外壁タイル等に剥落等が 。あること。外壁タイル等に剥落等が 。あること。外壁タイル等に剥落等が

(十五)	(十四)	(十三)	(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)
のこシ防 にれヤ火 限らッ設 るにタ備 る。類―防 すそ火 るの戸 も他、	天 井	分面の必燃又難 す室仕要材は燃 る内上と料準材 部にげすを不	に成区床火又構床築しこ物耐 限す画―構は造、物なとと火 るを防造準の耐いをす建 。床構火の耐床火の建要る築	に成区壁火又構壁築しこ物耐 限す画―構は造、物なとと火 るを防造準の耐いをす建 。壁構火の耐壁火の建要る築	軀 体 等	木造の劣 化の状 況及び 躯体損 傷	鉄骨の劣 化の状 況及び 被覆傷 の劣化 状況	躯体損 傷の劣 化状況 及び	鉄骨ト筋 造コ及び ク鉄リ の劣化 状況
状鎖防 況又火 は設 作備 動の閉	状化本 況及体 びと 損碎 傷の劣	傷の部室 の劣分 化のに 況及仕 び上す 損げる	び部 損材 傷の劣 化状況 及び	び軀リ骨―鉄 損体―鉄ト筋 傷のト筋造コ の劣造コ及び 化のンびク 状況床ク鉄リ	損体鉄 傷の骨 の劣造 化の状 況及び 床及び 躯体	傷の木 造の劣 化の状 況及び 躯体損 傷	損覆鉄 傷の骨 の劣の 化耐火 状況及び 被	び部 損材 傷の劣 化状況 及び	傷ののり骨―鉄 の劣部室―鉄ト筋 化分内ト筋造コ 況及のに造コ及び び軀面のンびク 損体す壁ク鉄リ
で記る実る閉各 足録場施。鎖階 りに合した又の る。よにたは主 りあ点し、要 り確っの、作 認ての、動 すは記、三 る、録、年 こ当が内、 と該あにす	目 視 に よ り 確 認 す る。	る又使必 。打は用 診。テし 等。ス目 に ハン視 マに マよ リ双 マ眼 リ鏡 に し を し を	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	る使必 。用要 目視に て双 眼 鏡 等 を す
動防火 しな設 い備 こと。閉 鎖又 は作	傷防防 が火火 ある設 こと。区 画に 変設 形け 又は はれ 損た	あるの こと。上 。劣に 。化に 若浮 。又し はく、 剥は 落損 等わ が傷 が等 仕	又各部 は材 破又 損は が接 ある合 こと。部 に 穴	るひ露コ こと。び出ク 割。又リ れは著ト 欠し面 損い白に 等が華鉄 が華、筋 あ	食鋼 材に 著し いさ び、 腐	るしこ傷木 こと。い若材 。びは又しに 。緊はく著 腐結虫い腐 食金害腐朽 等物がが、 がに、あ 著る損	るより耐 こと。鉄火 骨被覆 が剥の 出が し等 に	又各部 は材 破及 び接 ある合 こと。部 に 穴	るひ露コ こと。び出ク 。割。又リ れは著ト 欠し面 損い白に 等が華鉄 が華、筋 あ

別紙2

○国土交通省告示第千三百五十一号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 金子 一義

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十二条第二項に規定する建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、別表の(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項ごとに定める同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

火の避け備え使室無二 だら付難たがに用、窓 ンれ室階室設換す火の パたに段又け気る気居 1防設等はら設たを居														たに使又無一 換設用は窓 気けす火の 設らる気居 備れ室を室																																																																																																																																																																																						
(四)	(三)	(二)	(一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)																																																																																																																																																																																							
防火ダンパー等														含調方換備自然 む和式中央設及自然 設の央管機換 備空管機備 を気理備機設														(イ)点検項目																																																																																																																																																																								
														の外観																																																																																																																																																																																						
状知感器パ連 況器知、1動 と器熱の型防 の及煙煙火 連び複煙火 動熱合感ダ の感式知ン														状劣防 況化火 及ダ びン 損1 傷の のの														作防 動火 のダ 状ン 況パー のの														取防 付火 けの 状ン 況パー のの														運空 転気 の調 状和 況設 備の														傷管主 のの 状劣機 況化器 及及 びび 損配														の主 状要 況機 器の 設 置														状動よ中 況状る央 態制管 の御理 監及方 視び式 の作に														の排 断気筒 熱の及 状煙 況突														取ド排 付気筒 け及の のび煙 状排 況突 のフ														機給 の気機 設置及 のび排 状気														状風 況道 の取 付け のの														の気及給 取のび気 付け居口 け取室、 の入内排 状れの気 況口空														付及外 けの排 状気取 況口入 のれ 取口														(ロ)点検事項
足確当場查法以し確り熱発 り認該合ので降、認作試煙 す記に記実前す動験試 るす録にあ録施同回。器等 こにつがのの検たをよ加 とよはあの検方查だをよ加 であり、る検方查だをよ加														より視 確又 認は 触診 する 触診 する														認作 する の状 況を 確														より視 確又 は触 診に														より視 確又 は聴 診に														より視 確又 は触 診に														より視 確又 は触 診に														より視 確又 は触 診に														(ハ)点検方法																																																																																				
し感 知器 と連 動し て作 動														損防 火ダ ンパー が円 滑に 作動														しダン ンパー が円 滑に 作動														取付 けが 堅固 でない														運転 中に 異常 音、異 常熱														形主 腐要 食破機 が損器 若又 は配 管に 変														傷と取 等付 が堅 固で ない														認御中 央管 理室 にお いて 確制														断熱 材が 脱落 又は 損傷														傷と取 等付 けが 堅固 でない														機に損 傷があ ること														風道の 接続部 に損傷 があ ること														傷と取 等付 けが 堅固 でない														傷と取 等付 けが 堅固 でない														(ニ)判定基準

(十五)	(十四)	(十三)	(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	
結 エン ジ ン 直 煙 機														排煙機	
外 観														外 観	
管給 気取 付及 けの 排煙 状況	接電池 統のケ の電始 解動用 液及蓄 ルのび 電	設置直 結のエン ジンの 状況	煙感の 知器に よる 状況	手動開 放の装 置に よる 状況	中央管 理方式 の監視 による 状況	電送風 機の要 と給す る状況	電送風 機の要 と給す る状況	排煙機 の給煙 口作 動状況	作動の 状況	排煙口 の開放 と連動 の状況	排煙道 の断熱 の状況	排煙道 の劣化 及び給 気状況	排煙道 の及び 接続給 気状況	排煙口 の給気 の状況	排煙機 の給気 の設置 の状況
目視に より確 認す	目視に より確 認す	目視又 は触診 に確 認す	発煙試 験の器 等によ り確認 する	動作の 状況を 確認す	動作の 状況を 確認す	予備電 源によ り確認 する	動作の 状況を 確認す	目視又 は聴診 に確 認す	動作の 状況を 確認す	目視に より確 認す	目視に より確 認す	目視又 は触診 に確 認す	目視に より確 認す	目視に より確 認す	目視又 は触診 に確 認す
変形、 損傷、 き裂等 がある こと	電氣部 の緩み 、漏れ 等があ ること	据付が 堅固で ないこ と、腐 食があ ること	排煙口 が開放 して開 放してい ないこ と	排煙口 の開放 が手動 による こと	中央管 理室に おいて 確認す ること	予備電 源によ り動作 しない こと	連動し て動作 しない こと	排煙機 又は給 気送風 機の異 常振動 がある こと	排煙機 の連動 が作動 しない こと	断熱材 に欠落 又は損 傷があ ること	排煙道 の破損 若しくは 腐食があ ること	接続部 の取付 が堅固 でない こと、 空気漏 れがあ ること	取付が 著しい 腐食、 損傷等 がある こと	基礎架 台の取 付けが 著しい 腐食、 損傷等 がある こと	

五 家用発電装置		四 予備電源（家用発電装置を含む）															
(二)	(一)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(二十五)	(二十四)	(二十三)	(二十二)	(二十一)	(二十)	(十九)	(十八)	(十七)	(十六)	
家用発電装置		電池内蔵形	電源別家用発電装置	電池内蔵形、電源別家用発電装置	電源別置形	電源別置形	可動防煙壁					性能					
外観		性能			外観							性能					
セル始動用蓄電池の接続状況	発電機及び原動機の状態	非常用照明の充電状況	常用電源からの充電設備の状態	予備電源への切り替え時の状況	予備電源の点灯状況	キュービクルの取付け状況	蓄電池の設置状況	中央制御方式による状態の監視	可動防煙壁の状況	煙感器による連動の状況	手動降下装置による連動の状況	手動降下装置の状況	計器類及びランプの指示及び点灯の状況	運転の状況	始動及び停止の状況	接地線の接続の状況	Vベルト
目視により確認	目視又は触診により確認	目視により確認	作動の状況を確認	作動の状況を確認	目視又は触診により確認	目視又は触診により確認	目視又は触診により確認	作動の状況を確認	目視により確認	作動の状況を確認	作動の状況を確認	作動の状況を確認	目視により確認	目視又は触診により確認	目視により確認	目視により確認	目視又は触診により確認
電気が緩み、漏れ、接続不良があること	端子部の締め付けが堅固でないこと、破損、油漏れがあること	点滅スイッチが点灯しないこと	非常用照明が即時点灯しないこと	常用電源の切り替え時に、予備電源が常用電源に復帰しないこと	予備電源の点灯しないこと	取付けが堅固でないこと	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること	中央管理室において、制御できないこと	脱着又は欠損があり、煙の流動を妨げる効果がないこと	連動して作動しないこと	連動して作動しないこと	片手で容易に操作できないこと	制御盤等の計器類、スイッチ類に指し示不良、又は表示ランプが点灯しないこと	運転中に異常音、異常振動等があること	正常に作動しないこと、又は停止後、再開時に作動しないこと	接続部に緩み又は著しい腐食があること	ベルトに損傷若しくは裂があること又は、大ききこと

六 給水及び排水設備																	
(七)	(八)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	
排水設備							給水設備										
排水槽							配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）										
電気給湯器の状況							性能										
排水漏れの状況							燃料及び冷却水の漏洩の状況										
電気給湯器の状況							計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況										
電気給湯器の状況							自家用発電装置の状況										
電気給湯器の状況							接地線の接続の状況										
電気給湯器の状況							電源の切替の状況										
電気給湯器の状況							始動及び停止の状況										
電気給湯器の状況							運転の状況										
電気給湯器の状況							排気の状態										
電気給湯器の状況							給排気の状態（屋内に設置されている場合に限る。）										
電気給湯器の状況							コンプレッサ、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の動作状況										
電気給湯器の状況							配管の腐食及び漏水の状況										
電気給湯器の状況							給水タンク等の腐食及び漏水の状況										
電気給湯器の状況							給水ポンプの運転状況										
電気給湯器の状況							ガス湯沸器の状況										
電気給湯器の状況							ガス湯沸器の突及び排気部の状況										
電気給湯器の状況							給湯循環設備（ポンプを含む）										
目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は聴診により確認する。	動作の状況を確認する。	目視により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視又は聴診により確認する。	動作の状況を確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
漏れがあること。	本体に腐食、漏水等があること。	腐食、漏水等があること。	本体に腐食又は漏水があること。	本体に腐食又は漏水があること。	運転中に異常音又は異常な振動があること。	給水タンク等に腐食又は漏水があること。	配管に腐食又は漏水があること。	給排気ファンが単独で又は発電機と連動して運転できないこと。	排気管、消音器等の变形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	運転中に異常音又は異常な振動があること。	空気始動及びセル始動により作動しないこと。	予備電源又は非常電源への切り替えができないこと。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと。	損傷、指示ランプが点灯しないこと。	等電機盤、自動制御装置の指し器、スイッチ類、不良若しくは異常な表示があること。	配管の接続部等に漏洩等があること。

(十)	(九)	(八)

--	--	--

排水管	衛生器具	排水用配水管再利 用（中水含 む）
間接排水の状況	衛生器具の取付 けの状況	雑用水タンク、 ボンプ等の設 置、状況
目視により確認 する。	目視により確認 する。	目視により確認 する。
損傷があること。	取付けが堅固で ないこと。又は 損傷があること。	取付けが堅固で ないこと。又は 著しい腐食、損 傷等があること。